

令和4年度地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書

(市町村分) 個票

自治体名

飯田市

(都道府県: 長野県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)		
個別事業名	飯田市結婚新生活支援事業補助金交付事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	15,300,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>飯田市では少子化対策を効果的に推進するために、「第二期飯田市子ども・子育て支援事業計画」と「第四期次世代育成支援飯田市行動計画」を合わせて「第二期飯田市子育て応援プラン」を策定している。同プランの成果指標を、平成30年度の合計特殊出生率1.72、0～14歳までの人口13,075人から、令和6年度目標値として合計特殊出生率1.84、0～14歳までの人口12,507人と定めている。しかしながら、令和2年度末実績値として、合計特殊出生率1.64、0歳～14歳までの人口12,448人とすでに目標値を下回っており、対策が必要である。</p> <p>また、本プランは飯田市総合計画「いいだ未来デザイン2028」と連携しており、いいだ未来デザイン2028では、2017年度から2028年度までの12年間を計画期間とした未来ビジョン、人口ビジョンを設定し、その実現に向けて、時代の様々な変化に対応するため4年毎の基本計画を定めている。</p> <p>中期4年間に取り組む13の基本目標のうち、結婚の希望をかなえる取組については、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に位置づけている。</p> <p>婚姻件数の増加を目指す取り組みとして、結婚したいと思う若者の自分磨きを支援するとともに、地域でのマッチングイベントや移住を希望する方を対象とした出会いの機会の創出や、出会いの創出から成婚までを支援する結婚相談員のお見合い活動を支援している。また、新たに婚姻した世帯の新生活を経済的に支援するため、新居の住宅取得費又は賃借料等を補助する。</p> <p>飯田市の結婚相談所は昭和37年に飯田市社会福祉協議会内に開設され、専任の結婚支援アドバイザーが各地区の結婚相談員20名とともに、飯田市と協働で相談やイベントやセミナー等の実施、お見合いのセッティング等を積極的に行っている。結婚相談所への相談や登録は、ほぼ30歳以上で約6割が40歳以上の方で、これから出産の時期を迎える20歳30歳代向けには、出会いの機会となるイベントや、自分磨きのためのセミナーが有効であり、推進を図っている。都市部からの移住希望者をターゲットにしたイベントでは、移住定住推進担当部局と連携し、地元開催で定住を意識づける魅力をアピールしている。</p> <p>しかし、特に婚活イベントについては参加者がその後結婚に至ったかどうか、飯田市に居住して子育てをしていくかどうかの把握・検証が課題である。イベント等に毎回定員以上の申し込みがある状況は、真剣に結婚したいと願う出会いの機会を求めている方のニーズに応えられていると捉えてはいるが、若いうちから地元での結婚生活を思い描いている方に、相談窓口の開設時間などに制限されることなくオンラインで自主的に積極的に婚活をしてもらえるように、新たにながの結婚マッチングシステムへ参加するなど個別支援を充実させる。</p> <p>本個別事業は、移住婚活イベントや結婚相談所及びマッチングシステムの登録・活用とあわせて結婚による新生活の住まいに係る費用の補助を行うことで、飯田市への定住を誘導し、子育て拠点を構える後押しを行う。</p>		
(個別事業の内容) ※(注)3	1. 概要		
【補助対象要件】			
・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が400万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。			
一般コース	<input type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
都道府県主導型コース	<input checked="" type="checkbox"/>	29歳以下の場合 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	<input checked="" type="checkbox"/>	39歳以下の場合 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
【その他独自要件】	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる住居が飯田市内にあり、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所になっていること。 他の公的制度により住居費(取得・賃借・リフォームに係るもの)及び引越費用に対して補助等を受けていないこと。 過去に本事業に基づく補助を受けたことがないこと。 飯田市及び前住所地での税金等の滞納がないこと。 令和4年度事業の対象期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日とする。 		

個

別 事 業 の 内 容	2. ①申請見込世帯数	34	世帯		
	※都道府県主導型の場合の内訳	共に29歳以下	17	世帯	左記以外 17 世帯
	【積算根拠】	<p>29歳以下の場合：17件(支給見込世帯数)×60万円(補助上限額)×2/3(補助率)=6,800千円 39歳以下の場合：17件(支給見込世帯数)×30万円(補助上限額)×2/3(補助率)=3,400千円</p> <p>・年間の支給見込件数は下記算出により各20件であるが、事業開始初年度につき、当初申請は29歳以下17件、39歳以下17件とする。</p> <p>29歳以下20件=①391件×②47.9%×③4.3%×④3-調整4件 ①飯田市の令和2年の婚姻件数391件 ②「令和元年人口動態統計」令和元年に結婚生活に入った夫婦ともに29歳以下の世帯割合47.9%(全国平均) ③「令和元年国民生活基礎調査」令和元年世帯主の年齢別、世帯所得の割合 29歳以下の世帯総数のうち世帯所得450万円未満の世帯の割合1万対4.3%(全国平均) ④市の世帯数約30,000世帯につき1万対割合に3乗</p> <p>39歳以下20件=①391件×②42.3%×③5.1%×④3-調整5件 ①飯田市の令和2年の婚姻件数391件 ②「令和元年人口動態統計」令和元年に結婚生活に入った夫婦ともに30～39歳以下の世帯割合42.3%(全国平均) ③「令和元年国民生活基礎調査」令和元年世帯主の年齢別、世帯所得の割合 30～39歳以下の世帯総数のうち世帯所得450万円未満の世帯の割合1万対5.1%(全国平均) ④市の世帯数約30,000世帯につき1万対割合に3乗</p>			
	②継続補助の見込 対象経費支出予定額		世帯 円		
	3. 広報の実施予定	飯田市ホームページ及び広報いいだに掲載			

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		婚姻件数	件	500(令和6年度)
	出生数	人	654(令和6年度)	654(令和2年度)
	合計特殊出生率	%	1.84(令和6年度)	1.64(令和2年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.64(令和2年度)	
	婚姻件数	件	409(令和2年度)	
	婚姻率	%	0.41(令和2年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100(令和4年度)	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60(令和4年度)	
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	80(令和4年度)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	長野県のホームページへ掲載するほか、県の機関や施設等での案内配布等を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	婚活事業を行っている勤労者協議会等に制度を周知し、利用促進の声掛けを依頼する。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)
1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。
3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。
※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。
4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。